

社会福祉法人本巣市社会福祉協議会評議員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人本巣市社会福祉協議会（以下「この法人」という。）定款第11条に規定する評議員会の適法かつ円滑適切な運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(種類及び開催)

第3条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度1回開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要の都度開催する。

(招集権者)

第4条 評議員会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは副会長が招集する。

(召集の手続き)

第5条 評議員会を招集するときは、評議員会開催日の1週間前までに、各評議員に対して招集通知を発しなければならない。

- 2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び目的事項を記した書面を持って行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第6条 評議員会に議長を置き、評議員会開催の都度、出席した評議員のうちから互選する。

(出席状況の報告)

第7条 議長は開会を宣言した後、議事に入る前に評議員の出席状況を報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、この法人の事務局職員をして行わせることができる。

(定足数)

第8条 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(会長等の出席)

第9条 会長及び常務理事（以下「会長等」という。）は、やむを得ない理由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。

- 2 この法人の事務局職員は、会長等を補助するため、議長の許可を得て評議員会に出席することができる。

(議題の付議)

- 第10条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。
- 2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。ただし、定款第15条第3項に規定する場合は、この限りでない。

(会長等の報告又は説明)

- 第11条 議長は、議題を付議した後、会長等に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。この場合、会長等は議長の許可を得た上で、事務局職員等の補助者に報告又は説明をさせることができる。
- 2 社会福祉法第45条の8第4項(準用一般法人法第184条)の規定による評議員提案の場合にあっては、議長は、当該評議員に議案の説明を、会長等又は監事に対しては、当該評議員の提案に対する意見を求めるものとする。

(説明義務者)

- 第12条 評議員からの業務執行に関する質問については、会長等が説明を行う。
- 2 評議員からの監事業務に関する質問については、各監事が説明を行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。
- 3 会長等は、議長の許可を得て、評議員個々からの質問について、事務局職員等の補助者に説明させることができる。

(一括説明)

- 第13条 会長等又は監事は、評議員からの質問に対して、一括して説明することができる。

(説明の拒絶)

- 第14条 会長等又は監事は、質問が次の各号に該当するときは、説明を拒絶することができる。
- (1) 質問事項が、評議員会の目的事項に関しないものであるとき。
 - (2) 説明をするために調査が必要であるとき。
 - (3) 説明をすることにより、この法人又はその他の者(質問した当該評議員を除く。)の権利を侵害することとなるとき。
 - (4) 質問が重複するとき。
 - (5) その他正当な理由があるとき。

(決議)

- 第15条 評議員会の決議は、法令又は定款に特別の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
- 2 前項の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議決に加わることができない。

(決議の省略)

- 第16条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(採決の方法)

- 第17条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認めるときは、審議終了を宣言し、採決を行うものとする。
- 議長は、一括して付議した議題については、一括して裁決することができる。ただし、理事又は監事を選任する議案について採決を行うときは、候補者ごとに採決を行うものとする。
 - 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
 - 議長は、採決が終了したときは、その結果を評議員会に宣言しなければならない。

(関係者の出席)

- 第18条 評議員会が必要と認めるときは、役員等以外の議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見又は説明を徴することができる。

(延期又は続行)

- 第19条 評議員会を延期又は続行する場合は、評議員会の決議による。
- 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所について決議しなければならない。ただし、その決議を議長に一任することができる。
 - 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに評議員に通知しなければならない。
 - 延会又は継続会の日は、当初の評議員会の日より2週間以内の日としなければならない。

(閉会)

- 第20条 議長は、全ての議事を終了したとき又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

- 第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。
- 議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録して、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名者2人が記名押印しなければならない。
 - 前項の議事録は、会議の日から10年間、この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(補則)

- 第22条 この規程に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

- 第23条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。